

公 告

コンペティション方式により、自動販売機設置業者を決定するので、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

鳥取県立境港総合技術高等学校

校長 田中 宏明

1 設置概要

(1) 設置販売機の種類及び台数

清涼飲料水等自動販売機 2台

(2) 設置場所等

鳥取県境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校 柔剣道場前渡り廊下

使用可能部分 幅3.4m×奥行1.0m×高さ2.1m (ゴミ箱のスペースを含む)

(3) 設置期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

※令和3年4月1日の設置が移転作業等やむを得ない事情によりこの日に設置が困難な場合は、事前に当校に申し出て了解を取ることとし、この場合であっても、契約期間開始日は令和3年4月1日付けとする。

2 コンペティションの参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2年12月21日(月)から令和3年2月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名措置停止要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 令和3年2月8日(月)までの過去1年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)違反による行政処分を受けていない者であること。

3 コンペティションへの参加方法

(1) により入手した参加説明書により提案書等を作成し、(2) により提出すること。

(1) 参加説明書の交付

令和2年12月21日(月)から令和3年2月8日(月)までの間に、インターネットホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

令和2年12月21日(月)から令和3年2月8日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までとす

る。

イ 交付場所

鳥取県境港市竹内町925 鳥取県立境港総合技術高等学校 (電話 0859-45-0411)

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所及び方法

〒684-0043 鳥取県境港市竹内町925 鳥取県立境港総合技術高等学校 事務長 宛
郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

4 審査及び契約の締結

提出された提案書等を審査し、評点を付して、得点の高い提案書を提出した者と自動販売機設置
契約を締結する。

5 問合せ先

鳥取県立境港総合技術高等学校 (担当 事務長 高島)

電 話 0859-45-0411

ファクシミリ 0859-45-0413

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp